

電力・ガスの契約トラブルにご注意を！

平成28年に電力の小売全面自由化が、平成29年にはガスの小売全面自由化が行われ、消費者がライフスタイルや価値観に合わせ、電気やガスの売り手やサービスを自由に選べるようになりました。

それに伴い契約のトラブルも発生していますので、その事例と、知っておきたいポイントをお知らせします。



主な事例

- ・ マンション全体の電気のプラン変更と思って承諾したら、別の電力会社による勧誘だった。
- ・ 電話勧誘で契約先変更を勧められ、承諾しなかったが請求書が届いた。
- ・ 引越し業者比較サイトから電気の契約先変更をしたことになっていた。
- ・ 電気とガスを同時契約したが、ガスの契約書面が交付されていなかった。
- ・ 契約している電力会社が分からなくなってしまった。

知っておきたいポイント

- ・ 契約の意思がない場合は、はっきりと断りましょう。
- ・ 勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先をよく確認しましょう。
- ・ 料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているか検討しましょう。
- ・ 契約内容・条件などは、きちんと控えておきましょう。
- ・ 検針票の記載情報は慎重に取り扱い、安易に教えないようにしましょう。
- ・ 契約を変更してしまってもクーリング・オフなどができる場合があります。できるだけ早く消費生活センターにご相談ください。

海産物などの送りつけ商法に注意してください

突然、知らない事業者から電話があり海産物などの購入を勧められ、断ったのに数日後に荷物が届いたりする「送りつけ商法」の被害が出ています。不要だと思ったら、その場できっぱり断り、すぐに電話を切りましょう。

知っておきたいポイント

名前や住所などの個人情報を知らせることは危険です。聞かれても答えないようにしましょう。

一方的に商品を送りつけられても、消費者が「承諾」の意思表示しなければ、商品の受け取りや代金支払いの義務はありません。代金引換で商品が届いても、注文していない場合は、自分で頼んだものではないと言って商品を受け取らないことが大切です。ひとりで悩まず、できるだけ早く消費生活センターにご相談ください。



(東京都「東京暮らしWEB」より一部引用)

第55回 WEB 八王子市消費生活フェスティバル開催のお知らせ

楽しみながら生活の知恵を学べる「消費生活フェスティバル」。今年は「～スマホ・パソコンを味方に～新しい暮らしにチャレンジしよう！」をテーマに、昨年に引き続きいつでもどこでも参加できるWEBで開催となります。

参加方法 スマホやパソコンで右記のQRコードや八王子市ホームページから入場してください。

開催期間 令和4年3月1日(火)～3月31日(木)



八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

相談時間 午前9時～午後4時30分

相談日 月曜日～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

- * 相談は無料、秘密は守られます。
- * クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
- * 土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

問い合わせ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

* ご相談は、電話又は来所でお受けしています。

FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。

* 年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎188でご相談(午前10時～午後4時)を受け付けています。

